

「児童の権利に関する条約」学習用パンフレット（小学校4年生～小学校6年生）

じどうけんりじょうやく
児童の権利条約

(子どもの権利条約)



年	組	名前
---	---	----

「児童（子ども）の権利条約」は、子どもが幸せにくらせるように世界の国々が努力することを約束したきまりです。

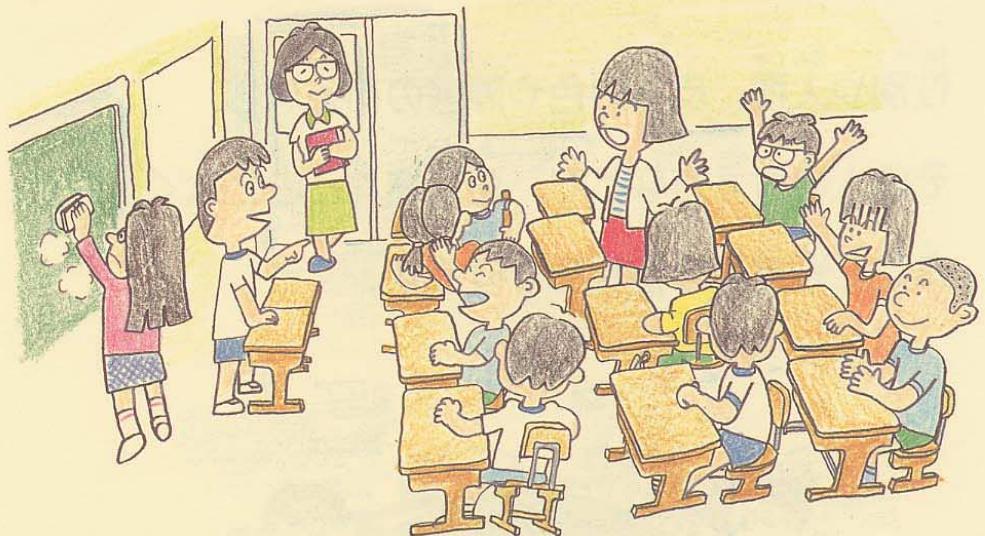
性別や人種、皮ふの色や障害のあるなし、
その人の考え方などで、差別されることなく、
あなたや友達の権利を守ります。



おとなは、子どもたちみんなの生命を守り、
子どもが幸せに育つことに責任をもちます。

【関連条項 前文、第1条、第2条、第6条、第30条】

だれでも自分の意見を
自由に言うことができます。

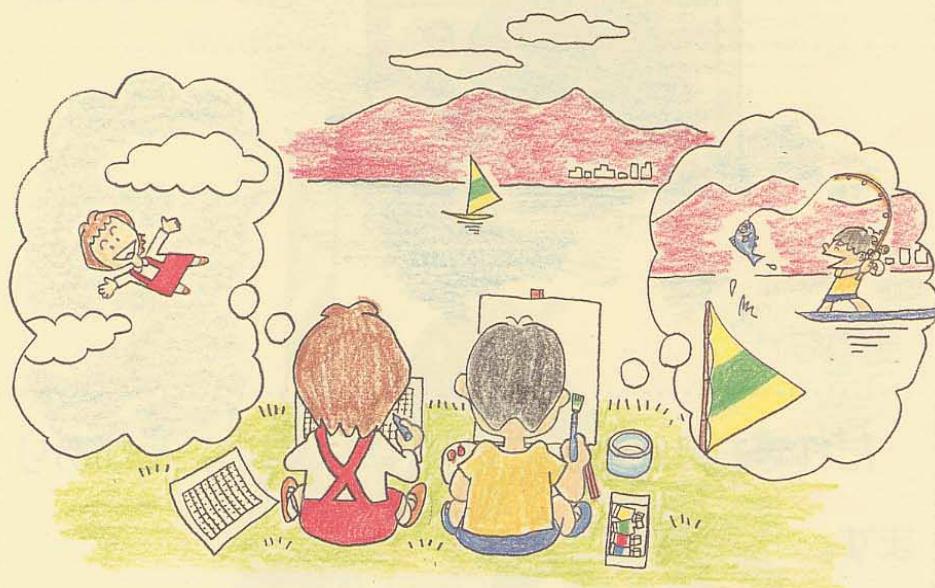


教科の学習や学級活動、児童会などで、
また、家族の話し合いの中で、
あなたの意見は尊重されます。
そんちょう

【関連条項 第12条】

自分の考え方や気持ちを、言葉や文章、絵などの
いろいろな方法で表現できます。

ほかの人を傷つけたり、
めいわくをかけたりしない
ように気をつけましょう。



自分なりの考え方をもつことや何かを信じることは、
あなたの自由です。

【関連条項 第13条、第14条】

あなたのプライバシーは、

守られます。



だれでもほかの人に知られたくないことがあります。

他人の持ち物などを勝手に見たり、さわったり

したことはありませんか。

【関連条項 第16条】

しょうがい
障害のある子どもが自分の力で楽しく生活できる、
かんきょう
そんな環境をみんなでつくりましょう。

ゆうどう
誘導ブロックや 駐車場の「」のマークの
所へ、自転車などをとめていませんか。
しょうがい
障害のある人たちが安心してくらせるように
きょうりょく
協力しましょう。



【関連条項 第23条】

すべての子どもには、
みんな平等に学習する権利があります。



いじめのない楽しい学校にするには、どうした
らよいでしょう。
好きなこと、やりたいことを見つけて、自分から
学ぶようにしましょう。

【関連条項 第28条】

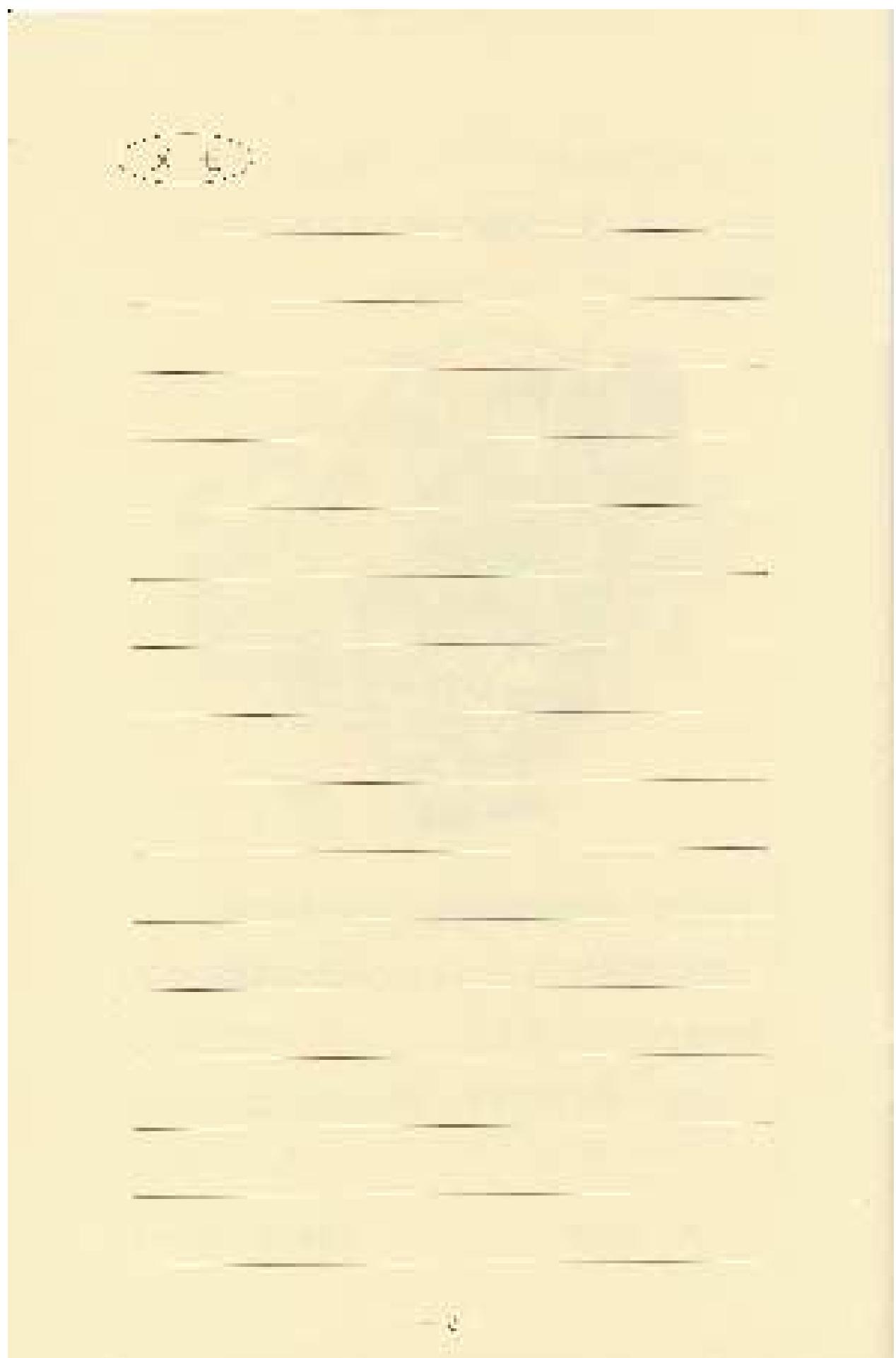
心やからだを休めたり、
遊びやいろいろな活動に
参加したりすることができます。



ゆとりのある生活を送ることは大切です。
休日には各地で行われている活動に自由に参加
できます。

友達と一緒に^{いつしよ} 参加するのもいいですね。

【関連条項 第31条】



本集
新刻
卷之二
目次

卷之二
新刻
目次

